

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### (開催要領)

1 日時 平成27年12月25日（金）17:07～17:25

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <関係省庁>

鈴木 康幸 総務省消防庁予防課長

五月女 有良 総務省消防庁予防課課長補佐

伊藤 要 総務省消防庁予防課課長補佐

千葉 周平 総務省消防庁予防課課長補佐

#### <事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

### (議事次第)

1 開会

2 議事 民泊に係る消防法の規制について

3 閉会

---

○藤原次長 それでは、民泊に関する消防法の適用の問題ということで、前回、11月27日にワーキンググループを開催し、指摘事項ということで御案内をさせていただきましたが、そちらに対する回答ということで、今日はお越し頂いております。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○鈴木課長 それでは、御指示いただきました指摘・確認事項につきまして、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、根拠となる法令、通知につきましては、先日、法令の抜粋ということでお渡ししている、こちらの資料でございます。これに基づいて、前回、御説明しました、この2枚のパワーポイントの運用になるということでございまして、その根拠ということでござい

ます。

続きまして、二つ目の御指摘事項でございますが、火災危険性について、民泊と共同住宅の比較でございます。消防法の規制につきましては、前回も申し上げましたように、建物の火災危険性に応じてどういう安全性を確保するための設備を付けたらいいのかということで、私どもは対応させていただいてございます。

また、民泊につきましては、現時点では実態を把握し切れていないところでございますが、共同住宅と比較した場合においては、一定の火災危険性の高さということに着目して、最低限の設備を付けていただく必要があるのではないかどうかと考えているところでございます。具体的には、火災の初期消火であったりとか、避難行動であったりとか、出火の危険性であったりとか、さらには通報といった点につきまして、通常の共同住宅に比べて危険性が高いのではないかということで、あまり過剰な規制にすることもいかがなものかということで、その危険性に応じた安全性確保という観点で、前回御説明させていただきました自動火災報知設備等々についての対応をお願いしているところでございます。

そんな感じでよろしいですか。もし、御質問があれば、また引き続きいただければと思います。

三つ目の御指摘でございますが、誘導灯の設置でございます。こちらにつきましては、現在、共同住宅の一部を民泊として活用する場合についてということで、比較的、消防本部の中でもオピニオンリーダーと目される消防本部と本テーマについて意見交換をしているところでございます。

私どもとしても、一定の建物の安全性を高めていただいたものについては、建物全館にわたって誘導灯を付けるのではなくて、御指摘のように、民泊に適用されている部分に誘導灯を付ければいいのではないかという方向性で、そういう方々と今まにお話をしているところでございまして、できれば、今後、広く関係する消防本部にも、そういう形で運用したらどうだろうかという形での御紹介を図っていきながら、安全性を確保する。なおかつ、それほど必要ではないところについては、合理性を持った対応をしていきたいと考えているところでございます。

4点目でございますが、まさに御指摘いただいたように、消防本部については、基本的にはこういう運用ですとしつつも、個別具体的な建物の危険性ないしは講じられている安全対策に応じて柔軟な運用をされているところでございますので、そういう部分については、私どもは、今まで消防本部から事例収集を行った上で、参考となるような取扱いにつきましては、通知としてお示ししているところでございますが、本民泊につきましても、まだ十分に実態把握ができていないところがございますが、今後、民泊の運用が始まっていますと、消防本部でもさまざまな実例が出てくると思いますので、そういう事例を収集しながら、円滑な運用が図られるように、通知ですか、会議での周知ですか、さまざまな対応を取ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、御指摘いただいた点につきまして、御説明させていただき

ました。

○八田座長 どうもありがとうございました。

私どもも初期消火が大切であるとか、しっかりリスクを下げるとか、通報がきちんとできるようにするとか、そういうことの重要性はよく分かっていますので、それとどうやって折り合いを付けるかですね。

それから、民泊とは言うけれども、基本的には借家で、それが1カ月以上の場合には全く普通の借家として使われていたわけで、1カ月未満になった途端に変わらざる必要があるのかどうかということです。そういうことも一つの基準になると思いますけれども、消防法の場合には、むしろもうちょっと短い期間のほうが関係があるのかもしれないですが、そういうことを念頭に置いて、まず、原委員からよろしくお願ひします。

○原委員 まず、3番のところで、合理的なルール設定、前回もちょっと御指摘をした点について意見交換をされているということですが、私が気になっておりますのは、もう1月末から大田区で施行されることになって、これから色々な案件が一気にスタートしていくことになると思うのですけれども、そのときに段々と運用が変わっていくことになると、これは業者の間でも不公平の問題が生じますから、これはルールをできるだけ明確にするべきだと思うのです。

その観点で、少なくとも今の時点で顕在化している、ここはちょっとおかしいのではないか、合理化する余地があるのではないかというところについては、早く解決をしたいということではないかと思っているのです。

これは前回のときにも申し上げているかもしれませんけれども、農家民泊で出されているような、通達によるルールを明確にするということを、この分野でも早い段階でやる必要があるのではないかと思います。

○鈴木課長 私どもも、消防本部と十分な意見交換をさせていただきまして、それに即した形で運用ができるように、なるべく早く通知は出していきたいと思っています。

他方、先ほど申し上げましたようなオピニオンリーダーの中には、今回の特区対象であります大田区を所管されている消防本部も入ってございまして、その中で、割と膝詰めで、こういう要件を満たしたら当該フロアでいいのではないかみたいな議論もかなり深くさせていただいたところでございますので、少なくとも特区が行われるところについては、あまり大きな混乱がないように運用していく。

他の一般的な市町村についても、同じような運用でないと、何でここだけがという話になりますので、そういった部分をなるべく速やかに調整させていただいて、可能な限り早く通知を出していきたいと思っております。

○原委員 できるだけ早く確定していただきたいのは、もう一つは、一個一個審査をするので、これはどうなのかということを検討していかないといけないというのは時間がかかるてしまうという問題も、これもまたこの事業を推進していく上では大きな制約になりますので、これをできるだけ早く解決をしないと、一番最初のところはある程度は検討しな

ければいけないのでしょうがないということはあるかもしれませんのですけれども、その期間をできるだけ短くしないと、民泊でやろうとすると大変だという印象だけが広がってしまって、消防法のためにこの民泊が進みませんみたいなことになるといけないと思いますので、是非お願いいいたします。

○鈴木課長 私どももいたずらに長く時間を見る気はございませんので、そこは安全性を確保できるような条件を示しながら、早く運用をまとめていきたいと思います。

○原委員 はい。

○八田座長 私のほうから質問があるのですが、この間いただいた資料で、こちらのほうです。この2ページ目の左のところに、延べ面積が500平米以上の場合には、基本的に自動火災報知設備が付けられているから、新たな規制は要らないと。これはこれでよろしいですか。

○鈴木課長 おっしゃるとおりです。

○八田座長 そこには、例えば、消防署への自動連絡装置が新たに必要だということはないですね。

○鈴木課長 ちょっとお待ちください。消防法の用語で言いますと、消防機関へ通報する火災報知設備というものが今の御指摘いただいた設備に該当すると思います。それにつきましては、いわゆる民泊の用途というか、泊まる用途に該当する場合にあっては延べ面積が500平米以上、民泊においては500平米以上で通報装置が掛かってくるということで、数部屋を供用されている場合においては、そういうものは不要でありますし、さらには、一定の要件を満たす場合については電話で対応可能というケースもございますので、通常の場合で火災通報装置が義務になるケースはほとんど考えにくいのかなと思っています。

○原委員 もちろん共同住宅の場合は必要がないと。

○鈴木課長 すみません。共同住宅は、延べ面積が1,000平米以上で通報装置を設けなさいとなっています。私どもは建物の用途に着目して、共同住宅で1,000平米、宿泊用途で500平米でございますので、それぞれの合算ではなくて、要は、民泊の用途に供用されている部分が500平米を超えていくかどうかというところが一つのメルクマールになりまして、建物のかなりの部分が宿泊用途に供用されているのであれば、それはやってくださいと。

ただ、今回のようなケースでは、将来は分かりませんけれども、さすがに当面は500平米も民泊の用途に供用されることはなかなか考えにくいので、この中に入れていると。

○原委員 ただ、そうは言っても、100平米を5部屋使うとなるわけですね。なので、およそ現実的にあり得ませんということではないと思いますので、そういう可能性のあることも含めて、もう一回これを整理していただくことはできますか。

要するに、今これは自動火災報知設備と誘導灯しか想定されるものはありませんという御説明だと理解していたのですけれども、それ以外もあり得るということでしたら。

○鈴木課長 では、可能性があるものは一通りということですね。

○八田座長 事業をする人にとって、これを見れば判断ができるというものでないとまず

いですね。

○鈴木課長 分かりました。では、それは提出させていただくようにしたいと思います。

○八田座長 それから、これを機会に、さらに500平米を1,000平米に変えるとかということも、今までの必要性、実際の実効的なことを考えてみて、可能性も御検討いただいてもいいのではないかと思うのです。この500平米を、例えば1,000平米に緩和することでどんな問題が起きるかということの実態的な例を検討なさって、もし緩和できればやりたいと思うのです。

○鈴木課長 仮に、外国人の方々がお泊りになるケースがあるとすると、消防への通報が、通常は119番でなされて、火事ですという通報がなされるわけでございますが、なかなかそれがうまくいかない危険性があるのではないか。

他方、消防機関へ通報する火災報知設備は、ボタンを押しさえすれば、ここは何とかビルです、火事ですという通報が自動で送られるようなものでございまして、火災の覚知と消防の早期出動という観点からは非常に有効なものと考えてございまして、そういう意味で、例えば、こういう理由でそれは不要であるという明確な理由が我々も見出せれば、それはあると思います。

○八田座長 例えば、今、外国人ばかりが住んでいるマンションはたくさんありますね。そういうところで、500平米以上、1,000平米以下で付いていないところで問題が起きているのかどうか、そのようなことは調べられるのではないかと思います。

○鈴木課長 ただ、先ほども申し上げましたように、長らく住んでいらっしゃる場合は、消防が119番であるとか、また、通報に当たっての言葉の問題ですとか、そういったところは相当程度はクリアできるケースが多いのだろうと思うのです。

訪日されて、短期間でいらっしゃる方の場合についても全く同じような対応が期待できるかというと、そこは一定のリスク、さらに言えば、通常のホテルにあっても、外国人の方であれ、日本人の方であれ、同じように通報の装置を付けてくださいということをしているところでございまして、安全性の確保という点でどうなのかということが一つのポイントだと思います。

○八田座長 だから、そこを御検討いただければと思うのです。従来はこうだから全てがそれでいいというわけではなくて、もし、緩和できる余地があるのなら、是非御検討いただきたい。それが一つです。

それから、今の500平米以上の場合には、自動火災報知設備が普通は付けられているわけですが、例えば、総務省令第40号を選択した場合には、自動火災報知設備の代わりに共同住宅用の自動火災報知設備で代行されている場合があると思うのですが、その場合にはそれでよろしいのでしょうか。

○鈴木課長 それはそのとおりです。

○八田座長 それで、その場合には別に付替える必要はない。

○鈴木課長 はい。

○八田座長 分かりました。

あとは、他にありますか。

そうすると、先ほどの最初のところの基準が明確になっているといいですし、他にも、要するに、少なくとも現状の規制でこれだけをきちんとクリアしておけば大丈夫だということを明確化した文章を是非作っていただければと思います。私は、500平米以上のことばその後の検討課題にしていただければと思います。

そういうところですかね。

では、今日は本当にお忙しいところをいらしていただきまして、どうもありがとうございました。